

令和8年2月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	ジャパンシーサイドトラベル株式会社 (法人番号: 6040001133178) 代表者 張 亮
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市三里塚光ケ丘1番地447 岡本ビル101 (本社営業所) 千葉県成田市三里塚光ケ丘1番地447 岡本ビル101
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月10日、令和7年7月30日及び令和7年8月8日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ティ・エイチ・エス (法人番号: 4060001017991) 代表者 佐山 和章
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県栃木市藤岡町藤岡2645 (群馬営業所) 群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬7446
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月27日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行管理者に対する講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)